

黒崎地区

【維持管理計画】

○排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境保全のため達成する事項

- ・排ガスについては、セメント焼成炉の煙突から排出されるガスによるものであり、大気汚染防止法に基づき、排出基準以下で管理可能である。
- ・放流水は、工場排水及び雨水であり、当工場は水質汚濁防止法の規制対象外である。生活環境に係る基準値内であり、生活環境上支障を来す恐れはない。

○排ガスの性状及び放流水の測定頻度に関する事項

- ・硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじん濃度、塩化水素は2ヶ月に1回、ダイオキシン類は3ヶ月に1回、水銀は3ヶ月に1回
- ・ごみ処理施設からの排水は下水道法第12条の12に従い実施（公共水域への放流なし）。
- ・工場の放流水は、自主測定は毎月、外部測定は年に1回

○その他、維持管理に関する事項

- ・対象廃棄物は、全て工場内でセメント製造の原料・熱エネルギー代替として自社処理されるため、最終処分場或いは、他社へ処理委託する2次廃棄物は発生しません。施設の点検は、施設の運転、点検作業基準に基づき実施し、運転記録表を3年間以上保管します。関係諸法規類を遵守するとともに安定運転に努めます。